

【カード認証による預金払戻し等に関する窓口取引規定】

各預金規定等にかかわらず、次の規定を適用させていただきます。

1. (適用範囲)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）または貯蓄預金について発行したキャッシュカード（ただし、代理人カードは除きます。以下「カード」といいます。）を保有するお客さま（ただし、非居住者および当行が別途定めた方を除きます。以下「預金者」といいます。）が、当店のほか当行本支店の窓口に設置したカード認証の可能な当行所定の機器（以下「カード認証端末」といいます。）を利用し、第4条に定める取引においてカード認証を行う場合に適用します。

2. (カード認証)

カード認証とは、カード認証端末を利用した取引において、預金者本人であることを確認するため、カード発行口座に登録された暗証番号を用いる当行所定の認証方式のことをいいます。

3. (本人確認等)

カード認証の手続は次によるほか、当行が定める方法により行うこととします。

- (1) カード認証端末に入力された暗証番号とカード発行口座に登録されている暗証番号との一致を確認します。
- (2) 預金払戻し等に当たっては、当該預金の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するために本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認が完了するまでは払戻し等を行いません。
- (3) 前2項の規定により本人確認のうえ取扱いした場合は、来店者を預金者本人とし、その取扱いにより生じた損害については当行は責任を負いません。なお、預金者は盗取されたカードを用いて行われた不正な払戻し等の額に相当する金額について、第9条により補てんを請求することができます。

4. (取引の種類)

カード認証は同一名義口座における次の取引に利用することができます。

- (1) カード発行口座からの預金払戻し等
- (2) 第1項に規定する口座にかかる各種届出およびサービスの申込み
- (3) その他当行が定める取引

5. (利用方法等)

次によるほか、当行が定める方法により行うものとします。

- (1) カード認証による預金払戻し等は、カード認証端末にカードを挿入して利用するものとします。

カード認証による預金払戻し等に関する窓口取引規定

- (2) カード認証端末に表示される取引内容を確認し承諾（申込）する場合は、カード認証端末に預金者の暗証番号を入力するものとします。
- (3) カード認証による預金払戻し等は、当行が第3条の方法により預金者本人であることを確認した後に取引が成立するものとします。また、資金移動を伴う取引の場合は、当行が第3条の方法により預金者本人であることを確認したうえで、取引に必要な資金を当行が確保した後に取引が成立するものとします。なお、取引成立後の変更・取消はできません。

6. (取引内容の確認)

カード認証による預金払戻し等の取引内容の確認は、通帳への記入、または「つくばインターネットバンキング」等の取引明細の照会により預金者が行うこととします。

7. (障害時等の取扱い)

- (1) カードの損傷等（ICチップ・磁気情報の読み取り不良を含みます）により、当行が必要とする情報の取得ができない場合には、カード認証の取扱いを利用できません。
- (2) 停電・故障等によりカード認証端末が取扱いできない場合には、カード認証による預金払戻し等は取扱いできません。

8. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 個人の預金者名義の偽造または変造カードによる払戻し等については、預金者の故意による場合または当該払戻し等について当行が善意かつ無過失であって預金者に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、預金者は当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

- (2) 本条の規定は、法人の預金者名義のカードには適用されません。

9. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) 個人の預金者名義のカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻し等については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻し等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 第1項の請求がなされた場合、当該払戻し等が預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日から30日（ただし、当行に通知することができないや

カード認証による預金払戻し等に関する窓口取引規定

むを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前日以降になされた払戻し等にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻し等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻し等が最初に行われた日。)から、2年を経過する日以降に行われた場合には適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻し等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - A. 預金者に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - C. 預金者が、当行に対する被害状況の説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
- (5) 当行が当該預金について預金者本人に払戻し等を行っている場合には、この払戻し等を行った額を限度として、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- また、預金者が当該払戻し等を受けた者その他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額を限度として、不正払戻し等により被った損害について預金者が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額を限度として、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合は、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額を限度として、盗取されたカードにより不正な払戻し等を受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- (8) 本条の規定は、法人の預金者名義のカードには適用されません。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

11. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、貯蓄預金規定、つくば総合口座取引規定、〈つくば〉キャッシュカード規定、〈つくば〉生体認証付ICキャッシュカード特約、ならびにその他の各種預金規定および各種サービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）が適用されるものとします。

以 上